

第 2 1 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日（水）午後 2 時 0 0 分より

於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 2 1 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 8 年 2 月 2 4 日 (水) 1 4 時 0 0 分

2. 閉会時間 平成 2 8 年 2 月 2 4 日 (水) 1 5 時 2 3 分

3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室

4. 出席委員者の数 2 6 名

5. 欠席委員者の数 5 名

6. 議案

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 第 2 0 回島原市農業委員会総会 第 3 号議案 (4 番) の継続審議の案件について |
| 第 2 号議案 | 農地法第 3 条第 1 項 (耕作権設定) の規定による許可申請について |
| 第 3 号議案 | 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について |
| 第 4 号議案 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 第 5 号議案 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 第 6 号議案 | 非農地証明願について |
| 第 7 号議案 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について |

7. 報告事項

- | | |
|---------|---------------|
| 報告第 1 号 | 合意解約通知書について |
| 報告第 2 号 | 使用貸借解約通知書について |
| 報告第 3 号 | 新規就農者について |

午後 2 時 0 0 分開始

議長

皆さん、こんにちは。

総会開会前に、事務局より発言の申し出がっておりますので、発言を許します。事務局

事務局

議長の許可を受けましたので、議案の削除について、説明させていただきます。

第3号議案4番について、申請人から2月23日付で許可申請書の取り下げの申し立てがありました。取り下げに至った理由としましては、申請地のうち、・・・・・・番の一部が、隣接する第三者の農地への進入路として、過去に売買をおこない、未登記だったことが、分かったため、分筆して登記したうえで、本件を再申請したいので、取り下げたいとのことでありましたので、議案から削除をお願いします。

議長

只今より、第21回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・委員、・番・・・・委員、・番・・・・委員、・・番・・・・委員、・・番・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・番・・・・委員、・・番・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案、平成28年1月28日第20回島原市農業委員会総会の第3号議案4番の継続審議の案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

平成28年1月28日開催の第20回島原市農業委員会総会において継続審議となっておりまして、第3号議案4番の案件について説明します。

内容としましては、まず周囲の皆さんとの協議をきちんとされて、そして地元住民に説明されてから、再度上げてもらう。農業委員会が許可したからやりますよでは、問題がある。・月・・日に説明会があるのなら、説明会が終わってから2月の総会であらためて審査するという内容でした。

そこで、平成・・年・月・・日の説明会の内容を代理人より提出していただきました。

当日の出席者は10数名の出席があった。意見等としまして、市道側からの進入路は設けるのかの質問には、駐車場法で、幅員6メートル以下の道路からは進入ができないため、車両による乗り入れ口は設けていない。現在ある里道を・・側に付け替え、里道幅1メートルを利用して進入が可能。

また付け替え里道は1メートルですが、河川管理道路を含めると約3メートル幅になる。市道側からの階段による出入り口については、防犯、安全上の問題があり、過去に階段からの転落による苦情等があり、即答はできない、後日、本部の上層部と協議・検討後、自治会長に返答するとの回答。どの程度の高さになるのかの質問には、敷地等の勾配等により市道側との高低差は1メートル程度になる。農地と市道の高低差が1メートル程度なので市道との高低差は、1メートル程度になると回答。隣接者への対応はとの質問には、個別に協議済みと回答。と報告を受けました。別に、反対意見等は報告されておられません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案について、ご意見等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今、事務局から説明がありましたが、第1号議案の図面がありますので、これで、どの部分が里道を利用して3メートルになるとか、これを元に説明をしてもらえませんか。

事務局

2ページの図面をご覧ください。現状の里道というのが色を付けているいちばん上の方が里道になるわけですが、これを付け替えまして、・・・と書いてある点々のところ・・・

（「ホワイトボードに書いたら」と発言あり）

・・・番（・・・・・・ 委員）

今の説明で、・・・の管理道路を入れて3メートルと説明したが、確認ですが、・・・は2級河川で県の管理だと思うが、それを利用して出入すると説明だったけれども、それは許可はいらないのか、同意書かなにかいらないのか。

事務局

里道を使って通れるということで、付け替えをした、ただ、・・・の河川の管理道路に沿って里道を付け替えた、通るのはあくまでも里道を通ってください、ただ管理道路と高さを同じにしますから、幅が1メートルしかないから通るのには危なくないですよ。

管理道路を通っていいという説明ではなかった。幅としては人が通るのには危なくない、あくまでも、里道を通って国道まで通り抜けできますよ。という説明でした。

・・・番（・・・・・・ 委員）

・・・の管理道路も利用しないと車は通れないのでしょうか。

事務局

そこは、車は通れないです。あくまでも、歩いていくだけの。

＊ホワイトボードにより説明

・・・番（・・・・・・ 委員）

確認ですが、私たち農業委員会は農地の確保をしなければならない。農地が宅地に代わるのですけども。

例えば、隣接する・・・・ー・ですね、隣接する田んぼですが、ここには建物の排水は入らないようにすると思いますけども、この農地からの排水、2筆ですか、この田の排水はどうなっているのですか。

事務局

2ページの図面を見ていただくと、北側の市道の左側に排水路があると思いますが、今までもそこに排水されていたと思います。

ただ、届出もきていないのでわからないのですが、行政書士さんの話では、盛土をして畑に変えたいとの希望があると聞いています。

ですから、どのくらい高められる代理人のかたもわからないですけども、高めたいという要望があった。代理人の方もできる範囲ではするということで地主さんにいわれた。

ですから、排水は同側溝に排水できると思います。

・・・番（・・・・・・ 委員）

そこが一番大事だと思います。農業委員会は宅地の心配よりも農地の心配のほうが。

隣接の排水ができればいいと思います。その相談ができていればいいと思います。

議長

他にありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

議長

第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番から4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番から4番について説明します。

今回の第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番から4番のすべてについて、賃借人は、・・・の・・・さんで、第3号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番と同時に申請が提出されております。

また、報告事項の第3号に新規就農申請・計画書が提出されており、10年前会社を退職し、遊休農地の解消、農業施設の補修や更新の事業（多面的機能支払交付金事業（旧：農地・水保全管理支払交付金事業））を行い、農業環境や農業の大事さを実感してきた。今回、ほとんどの役職を辞したのを機に、本格的に農業に従事することを決意され、今回の農地の賃借及び農地所有の申請をされております。栽培計画では、キャベツ、れんこん、さといも、にんじん、はくさい、じゃがいも、大根を作付し、野菜市場や直売所に出荷する計画をされております。第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）及び第3号議案 農地法第3条（所有権移転）の1番及び2番を含めた取得後の耕作面積は5,535平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、管理機1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、1番の賃貸人は、・・・の・・・さんで、畑1筆1,463平方メートルを賃貸借、2番の賃貸人は、・・・の・・・さんで、畑1筆807平方メートルを賃貸借、3番の賃貸人は、・・・の・・・さんで、畑1筆654平方メートルを賃貸借、4番の賃貸人は、・・・の・・・さんで、畑1筆789平方メートルを賃貸借となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1番から4番について、・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番から4番について報告します。
1番から4番の賃借人は、新規就農者で10年の農業経験があります。

妻と子供3人の5人で農業を営み、レンコン、里いも、ニンジン、ジャガイモ、キャベツ、ダイコンの作付を計画されており、通作距離は2キロメートルということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第2号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番について、説明します。

1番及び2番の譲受人は、第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番から4番で申請のあった・・・の・・・さんです。

また、1番の譲渡人は、・・・の・・・さんで、田1筆462平方メートルを売買するための申請です。2番の譲渡人は、・・・の・・・さんで、田1筆542平方メートルを売買するための申請です。

第2号議案 農地法第3条（耕作権設定）及び第3号議案 農地法第3条（所有権移転）の1番及び2番を含めた取得後の耕作面積は5,535平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、管理機1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田3筆2,334平方メートル、畑2筆570平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は11,919平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴2台、管理機

2 台、草刈り機 2 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
1 番及び 2 番について、・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第 3 号議案　農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 番及び 2 番について報告します。
1 番及び 2 番の譲受人は、新規就農者で 10 年の農業経験があります。
妻と子供 3 人の 5 人で農業を営み、レンコン、里いも、ニンジン、ジャガイモ、キャベツ、ダイコンの作付を計画されており、通作距離は 2 キロメートルということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に 3 番について、・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第 3 号議案　農地法第 3 条の規定による許可申請の 3 番について報告します。
3 番の譲受人は、農家で 24 年の農作業暦があります。
父と 2 人で農業を営んでおり、ジャガイモ、カボチャを作付し、通作距離は車で 5 分ということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第 3 号議案の 1 番から 3 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は・・・・の・・・・さんで、申請地288平方メートルに、隣接の自己所有貸家の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・委員

現地調査員

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで道路、東側は道路、南側は里道を挟んで農地、西側は水路を挟んで山林となっております。

雨水は自然流下で水路へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当

と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の使用貸人は・・・の・・・さん他1名、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地459平方メートルを借り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は使用貸人の雑種地、南側は使用貸人の宅地、西側は使用貸人の農地となっております。

雨水は溜枥を経由して道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ流すとなっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地1, 673平方メートルを譲り受け、宅地6区画を造成し分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び南側は道路、東側及び西側は農地となっております。

雨水は側溝を設けて道路側溝へ、住宅建築後の污水および生活排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成3年月日不詳頃より、雑木の繁殖がひどく山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第6号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・の一角にあり、北側は農地、東側は道路を挟んで農地、南側は申請者の農地、西側は道路を挟んで農地となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂り、山林となっており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

・・番（・・・・・・ 委員）

今の6号議案の件ですが、ここの周りはすべて農地ですね、この現状の中は、・・番さんも知っていらっしゃると思うのですが、平成3年ぐらいの噴火災害に伴う、植木の移植地ですかね。

実際、畑に植木を移植したのが、荒れているということですよ。

これで非農地証明を、現状も周りはすべて畑なのです。これを出したら、農地に対しては大変迷惑ではないかなと。

今までも非農地証明はいろいろ出ているのでしょうけども、山の際で手入れをしないで非農地化したということは。

この場合は畑のど真ん中なのです、おまけに、植木ですよ。花木の荒れたのが雑木化しているんですよ。これは、いかがなものかと思えますね。

・・・番（・・・・・・ 委員）

周りの所有者が本人の・・・さんだったら、かまわないと思いますが、もし、第三者の場合は特に関係するのではないですか。周りの所有者はわかるのですか。

事務局

隣接農地ですが、北側が・・・さんの畑となっています。南側の農地は同じ所有者の農地となっています。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今の話では、災害の時に畑に植木を植えたということでしょう。山の木が生えてきて山ではないですよね。それを、非農地ではおかしいのではないですか。意図的にしたものを非農地とすることは、私はおかしいと思います。

事務局

非農地に該当するか、しないかという判断については、非農地化の原因が人為的なものである場合でも、現況で20年以上引き続き農地として使われてなければ、というのが県の事務処理要領になっているのですが、現在20年の取扱について県のほうで検討をされています。

今のところは20年以上であれば、人為的な場合でも農地として復元が不可能な場合は、非農地証明を出せるとはなっているのです。

言われるように、植木を植えて非農地になった、無断で家を建てたと同じ考えになるのですけども、事務指針ではその考え方で出してもいいとなっています。

・・・番（・・・・・・ 委員）

これは今まで農地ではなくて山林のようにしていたんでしょう。

今までの、耕作放棄地だったんですよ、いままでの。

地目が畑となっていれば、耕作放棄地でしょう。

事務局

植木を売るために、育てている。

・・・番（・・・・・・ 委員）

こうなるまでに、指導が必要だったのでは。先ほど言われたように、山林に隣接して山になったとか、根が入ってきて山林になるのは十分わかるのですよ。

周りが畑なのに、そこに人為的に植えて20年たったからといって。

注意をしながらいかないと、農業委員会の指導というのも。

周りが山林で、根が入ってきてどうにもならないのならしかたがないけど、周りはすべて優良農地だろうから。

そのところは、基準をしっかりとっておかなければ。

・・番（・・・・・・ 委員）

私もこの件に関しては、今までも宅地関係に対しては隣接の農地に差し支えない場合は、許可をしてきたのですが、山林、原野の場合は、周囲に農地がある場合に山林に戻すということも、どうしても山林に許可すれば、北向きになった農地は被害をこうむるのは間違いないと思ってきた。

山林に対して私が思ったことは山林なら仕方がないのではないかと考えてきたのですが、しかし、今回取り上げられて私も不安になっていたのですけれども、今回はっきりしたところで結論を出してもらいたいと思っています。

・・番（・・・・・・ 委員）

耕作放棄地が20年何も指導せず、あるいは、指導して20年たったら通るということですか。

この場合、植木としているので耕作放棄地には上がっていないと思うのですが、植木を移植してますから。自然に生えたものではないのですから。

それと、指導はしたけども、それに従わなかった場合20年過ぎれば通すということですか。

そのへんの線引きが。

事務局

たしかに、今言われるように、植木用の花木を植えた時点はいいのですが、それが今のように荒れた時に、年数は分からないのですが、今は10月頃に皆さんに1筆ごとの耕作放棄地の調査をいただいています。そこで、確認取れた場合は農業委員会が指導する。指導に従わない場合は、県とかに伝えて、極端な場合強制執行までできることになっています。

実際ここを指導したかは把握していませんが、農地として利用できない分については、非農地としてできる。

ただ、今の時点では20年経っていると、証明はできる。この証明は市の農業委員会が証明するか、しないかということですので、いままでは、そういう理由で許可をしてるということです。

・・番（・・・・・・ 委員）

元々農地、周りがすべて農地、そして、農地に植木を植える時点では植木は、あくまで作物と同じ取り扱いとすべきであって、自然に生えた雑木ではないわけですね。それを他の所に持って行って、それをそのまましておいて山林ですよという場合も出てくるわけです。

その現状は見ているが、ちゃんと手入れをすれば、山林とかには見受けられない。ただ、管理の問題だと思うのですよ。植木として植えたものがあるのに、山林と認めれば周りにも畑の真ん中を山林にしたのか、となるのではないですか。農業委員会としてもそれで証明したとなると問題があるの

ではないですか。何年か指導しても従わない場合は、手続きを踏んで植木がどういう形で撤去されるかわからないですが、現状のまま、山林、非農地と証明するのはいかなものか。

・・番（・・・・・・ 委員）

今回、私は現地調査にいったんですが、植木の植えてあるところは自宅の裏側になっているのですよ。自宅は北側にあって、西側には道路があるんですね。南側は農地になっていて周囲に迷惑がかかる場所ではなかった。周囲に影響を与える状態ではなかった。北側は自宅があって、南側にも自分の広い農地があり、それで許可ができたんだと思っていました。影は打たないと思います。

議長

現地調査で・・委員さん、・・委員さんの全体に対する考え方は・・委員が言われた、自宅の隣接地で、周りの関係者にも迷惑は掛からない状況なのか。

・・委員さんからは、隣接農地に迷惑がかかると言われたのですが、そのへんを、くわしく説明していただければ、皆さんが理解していただけると思うのですけれども。

・・番（・・・・・・ 委員）

持ち主の家も広いですし、畑も広いのですよ。何も作ってはなかったんですけども、それで、周囲には迷惑は掛からないので、今のようになっていたんだと私は感じました。

南側が他人のとか、北側が農地とかなら問題があるのでしょうか、思ったよりも迷惑は掛かってないと感じました。

・・番（・・・・・・ 委員）

優良農地の真ん中に植木を植えて、それをそのままにしておいた、それで山林になったでは、周りの優良農地を残すためにも、良い影響がでないと思う。それで、手入れをしていただく方がいいと思います。

事務局

・・委員が言われたように、今から指導をして植木として使ってもらえばということなんですが、この取り扱いは少し変わる可能性があるのですが、今の取扱としては20年というのがあるので、それがあるのにそこだけ植木の手入れをしてといった時に農業委員会がなんで指導がなかったと言われた場合にどうなるのかなと。

（「手入れをしてもらえば」「20年経てばどんなものでも証明しなければいけない」「今後も同じような案件が出たとき証明をするしかなくなる」「どこかで線引きをしないと」などの発言あり）

議長

しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局

隣接地は、東側が里道等を挟み、・・・氏の宅地、・・・氏の畑、・・・氏の畑となっており、西側が道路を挟んで、・・・・氏の畑、・・・・氏の畑、・・・・氏の畑となっています。

北側と南側はさきほど説明しましたとおり、北側は・・・氏の畑、南側は申請者の畑となっています。

・・・番（・・・・ 委員）

西側及び東側は、道路等を挟んでいるが、第三者の農地ですよね。

現地調査員からは、迷惑は掛かってないと報告がありましたが、少し心配ですね。

・・・番（・・・・ 委員）

道路を挟んで、優良農地が続いている。

先程の局長の説明で、今の時点では人為的に植えて20年経ったとしても、非農地証明はできる。これは理解できますが、農業委員会の指導というのも関係すると思います。

だから今後このような場合の、非農地証明時の基準をしっかりとっておかなければならないと考えます。

・・・番（・・・・ 委員）

周りがすべて農地、その真ん中にある、また農業委員会の指導もあるので、この件については、保留とした方がいいのではないですか。

（「異議なし」という声 多数）

議長

この件については、「保留」という意見が多数のようですが、「保留」ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。

よって、第6号議案の1番は非農地証明書を交付することについては、「保留」といたします。
次に、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。
本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番　・・・・・・・・委員の退場を求めます。

（・・・・・・・・委員　退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集8ページから10ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	6件	7筆	7, 216. 00㎡
----------	----	----	-------------

耕作権の再設定	7件	17筆	20, 261. 00㎡
---------	----	-----	--------------

合　　計	13件	24筆	27, 477. 00㎡
------	-----	-----	--------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集11ページに記載のとおりで、
1件　2筆　2, 197. 00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案　農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番　・・・・・・　委員の入場を求めます。

(・・・・・・　委員　入場)

・・・委員に関する案件も含め、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第１号　合意解約通知書について報告します。

議案集１２ページに記載のとおりで、１件　２筆　２，１９７．００㎡の届けがありました。

次に、報告第２号、使用貸借解約通知書について報告します。

同じく議案集は１２ページに記載のとおりで、２件　２筆　３，１５５．００㎡の届けがありました。

次に、報告第３号、新規就農者については、同じく議案集は１２ページに記載のとおりで、１件の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

以上で第２１回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第２１回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後３時２３分